

# 社会的養護体制の拡充のイメージ

## 養護を必要とする子どもに対する支援

### 里親

#### ○里親制度の拡充

- ・養育里親に対する研修の義務づけ等制度的位置づけの明確化
- ・養育里親に対する里親手当の引き上げ
- ・里親支援機関等による里親支援の強化

### ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の創設（新規）

#### ○家庭的な環境での新たな事業を創設

- ・家庭的な環境の下での養育形態の事業化
- ・5～6人程度の子どもを受託し養育者の住居で生活しながら養育

### ○施設

- 児童養護施設
- 乳児院
- 児童自立支援施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 母子生活支援施設

#### ○機能強化と見直しに向けた検討

- ・施設類型のあり方等の見直しに向け、必要な調査・分析を実施
- ・基幹的職員の配置、専門職の配置、家庭支援機能の強化等の機能強化 等

## 家庭支援の強化

### 児童相談所のアセスメント機能の強化・家庭支援機能の拡充

## 人材確保のための仕組みの拡充

### 国による指針・都道府県計画による計画的な整備（量的・質的）

## 措置された子どもに対する権利擁護の強化

- 措置された子どもの権利擁護に関し、第三者機関として都道府県児童福祉審議会を活用

- 施設内虐待等について外部へ知らせる仕組みや通告者の不利益取扱いの禁止等施設内虐待等に対する対応 等

# 1. 子どもの状態に応じた支援体制の見直し

## (1) 家庭的養護の拡充①

### 1. 里親制度の拡充

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようになるとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

- 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在
- 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性
- 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 里親認定登録制度の見直し
  - ・養育里親の研修等の義務化
  - ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

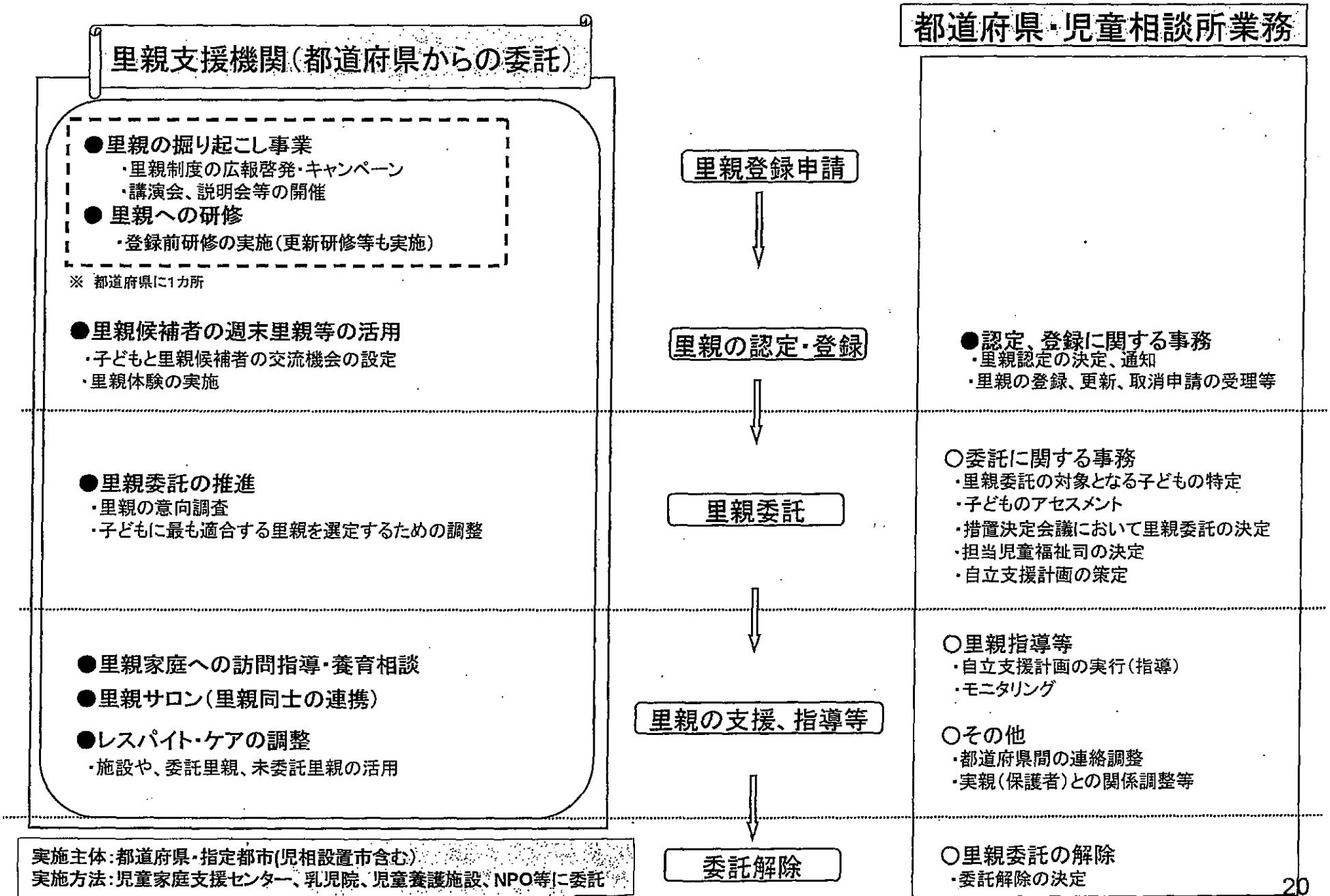
- 里親支援の強化
  - ・都道府県における養育里親支援に関する業務(里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等)の明確化
  - ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設
- 養育里親に対する里親手当の引き上げ  
(現行)子ども1人につき3.4万円

→(見直し後)1人目7.2万円  
(2人目以降3.6万円を加算)

→ 里親を支える支援体制の整備

\* なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

# 里親支援機関の役割



## (1)家庭的養護の拡充②

### 2. ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5~6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%（平成18年国民生活基礎調査）

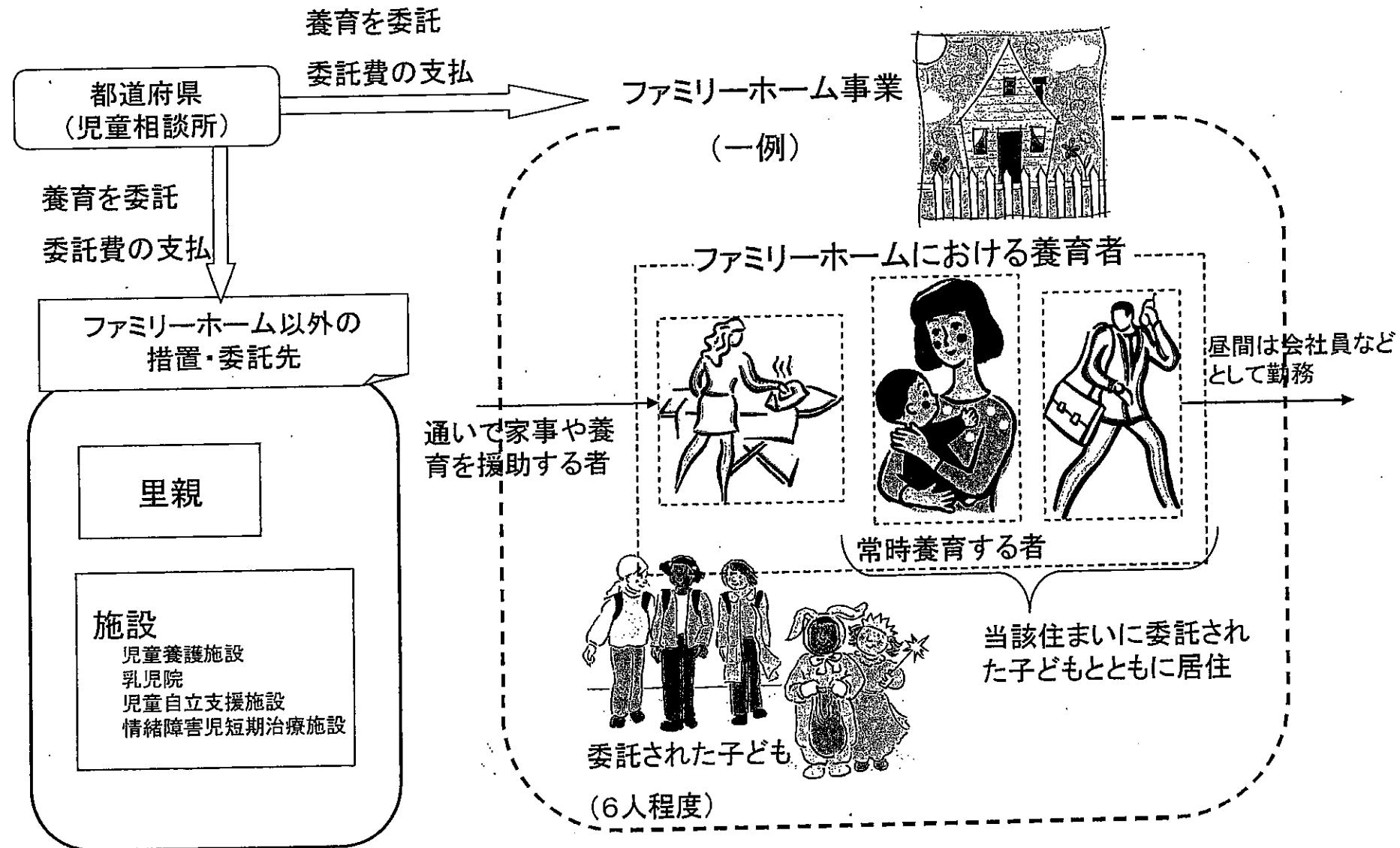
- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係を作ることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」を創設
  - ・一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
  - ・里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
  - ・当該事業を社会福祉事業とする
  - ・当該事業を実施する者に関する要件を設定  
事業を実施する者…里親として〇年以上、〇人以上子どもを受託した経験を有する者、児童養護施設等での養育経験が〇年以上ある者等
  - ・人員配置、設備等について基準を設定  
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

## ファミリー・ホーム制度のイメージ(例)

- 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリー・ホーム))を創設



# ファミリーホーム事業の概要(案)

## 1 目的

家庭的養護を促進するため、小規模なグループで養育者の住居において子どもを養育するファミリーホーム事業を創設する。

※ いくつかの地方自治体において里親が5~6人の子どもを受託して行っているいわゆる「里親ファミリーホーム」について、里親だけでは養育の手が足りず、これに対する支援と質の充実を図る必要がある

※ 特に、里親との1対1との関係を作ることが困難であるケース等について、小規模なグループでのケアが必要となる

## 2 運営主体

- ・個人(養育里親の経験が〇人以上の子どもについて〇年以上の者、児童養護施設等の職員の経験が〇年以上の者等)
- ・法人(社会福祉法人、NPO法人等)

## 3 事業内容

都道府県等から委託を受け、既存の住宅等を利用し、要保護児童の養育を実施する。

## 4 定員

1住居当たり概ね6名程度を目途に検討

## 5 設備等

- ・日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

## 6 人員配置

- ・3名以上の者を配置すること。
- ・1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

注)詳細については、現在検討中である。

## (2)施設機能の見直し

子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護を推進する。

- 子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組が十分に実施できていない

※ 児童養護施設の虐待を受けた子どもの入所割合は62.1%

児童養護施設等の障害等のある子どもの割合20.2%

- 子どもの状態に応じた心理的ケアや治療の充実・強化、自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化を推進する必要がある。

- 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めてケアの改善に向けた方策を検討。
- このような見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が必要であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

→ 施設の見直しに向けた検討を進めるため、必要な調査・分析を実施する

- 上記と並行して施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図るため、当面、以下の対応を進める。
  - ・基幹的職員の配置
  - ・心理的・治療的ケアが必要な子どもに対し、特に医療機関等との連携を強化するため、専門スタッフの強化等
  - ・施設退所後まで見据えた自立支援に資するケアの計画的実施、自立支援の観点からの小規模ケアの実施
  - ・里親支援機関への積極的な受託などの里親支援の強化
  - ・児童自立支援施設における学校教育の導入の推進

## 2. 関係機関等の役割分担と機能強化及び地域ネットワークの拡充

### 1. 児童相談所のアセスメント機能の強化

一時保護を含め、児童相談所におけるアセスメント機能の充実・強化を図るとともに、里親や施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアを提供する必要がある。

- 一時保護を含めた児童相談所のアセスメント機能の充実強化が必要
- 里親・施設に措置された後の継続的なアセスメントとこれに基づくケアの提供が重要
- 児童相談所等の体制の強化
- 一時保護から措置解除までの各段階におけるアセスメント等について、必要な事項の標準化
  - 子どもに対する適切なアセスメントと継続的なケアを行う体制整備

### 2. 家庭支援機能の強化

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

- 保護者指導を推進するための体制が必要
- 地域における相談・支援体制の整備
  - ※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。
  - ※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。
- 児童相談所等の体制の強化
  - ・児童福祉司等の人員の確保、その質の向上
- 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする
- 児童家庭支援センターについて施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする。
- 市町村における支援体制の整備
  - ・生後4か月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業の推進
  - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

### 3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き継ぎ受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

- 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い
- 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性
- 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要  
※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強
- 自立援助ホームの見直し
  - ・都道府県に対する申込制の導入
  - ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
  - ・都道府県に対する事業の実施義務化
  - ・より確実な財政的支援
- 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業(地域生活・自立支援事業)のモデル実施

## 4. 人材確保のための仕組みの拡充

社会的養護の質を確保するため、担い手となる職員とその専門性を確保するとともに、計画的に育成する体制を整備する。

- 施設長・施設職員の質の向上を図ることが必要
- 施設における組織だったケアとそのための人材育成を進めることが必要
- 人材育成を計画的に進めることが必要

- 施設長・施設職員の任用要件の明確化
- 基幹的職員(スーパーバイザー)※を配置
  - ・自立支援計画の作成等のケアの進行管理
  - ・職員の指導等

※児童養護施設等における一定の経験を有する者等のうち、一定の研修を受けた者とする
- 国において作成する指針に人材育成に関する事項を記載
- 国による人材育成のためのカリキュラム作成等
- 都道府県において必要な人材を確保するための方策を、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に記載

## 5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保の方策

社会的養護の下の子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、近年起こっている施設内虐待等に対応するため、子どもの権利擁護の強化を図る。

- 子どもの権利擁護に関し、客観的・専門的な視点から、子どもの意見に耳を傾けたり、都道府県に対して意見を述べる機関(第三者機関)が必要
- 都道府県においてケアの質の向上のための監査体制の充実を図ることが必要
- 施設内虐待の予防やこれに応する制度的な枠組みが必要
- 客觀性・専門性を有する機関である都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として、措置された子どもの権利擁護に関する事項を明確化し、子どもの権利擁護に関する専門の部会を設ける等により子どもによる届出や施設職員等による通告に対応する。
- 都道府県の監査体制の整備・国による監査マニュアルの見直し
- 施設内虐待等に対する対応の整備
  - 施設内虐待の定義
    - ・施設職員等が行う身体的暴行、わいせつな行為、ネグレクト及び心理的外傷を与える行為等
  - 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱いの禁止
    - ・施設内虐待等を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
    - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱いの禁止
  - 都道府県の講じるべき措置の明確化
    - ・届出、通告があつた施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
    - ・子どもの保護等
  - 検証・報告等
    - ・施設内虐待に関する検証・調査研究、都道府県等による施設内虐待の状況等に関する公表
- ※ 施設内虐待等について把握した場合、都道府県は、施設の運営改善に向け、第3者を含めた対策チームを設置する等施設内虐待等が再び起こることがないよう、助言、指導を継続して行う等の対応を図る。
- ※ 施設等における具体的な対応方法を全国的に共有化するため、国においてガイドラインを作成

## 被措置児童虐待対応の流れ(例)

